

第 1 6 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 3月18日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市南区南保健所（以下「南保健所」という。）が保有する、定めのない任意の事故報告書の様式で南保健所が医療機関から受けた報告の件数の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月31日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 5月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。
名古屋市健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）の〇〇〇氏より、平成22年 4月22日に、定めのない事故報告書に関して報告を受けている。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 事故報告書について
事故報告書は、医療機関で発生した医療事故について、医療機関から提供

された情報をもとに保健所が作成し、保健医療課へ提出するものであり、事故の概要、医療機関における事後の対応、原因究明・防止等の取り組み、保健所の対応・指導等が記載されている。

当該報告書に記載されている医療機関から提供された医療事故に関する情報は、医療法（昭和23年法律第 205号）において特定機能病院等に対し厚生労働大臣の登録を受けた機関への提供が義務付けられているものの、本市等の医療監視の実施主体に対して提供する法的義務はない。

しかし、本市を始めとする行政機関においては、医療機関が医療事故に関する情報を提供することで医療機関における再発防止につなげ、医療安全の質向上が期待できることから、任意であっても提供を要請している状況である。そのため、その提供に当たっては、通例としてその情報を公にしないこととされている。

2 事故報告書の様式について

保健所が作成する事故報告書の様式は、名古屋市医療法第25条に基づく立入検査実施要領（平成11年 4月 1日健康福祉局健康部保健医療課長決裁。以下「本件実施要領」という。）において、様式15として定められている。

医療事故について医療機関から保健所へ報告する手段としては、文書による報告に限らず電話又は来所による口頭報告の場合もあり、文書による報告の場合であっても特に様式の定めはなく任意の様式である。

3 南保健所が受けた報告の件数が分かる文書について

通常、南保健所において任意の様式による事故報告書を受け取った場合には、南保健所で作成した事故報告書とともに保管している。

しかしながら、医療事故について医療機関から南保健所へ報告した手段及びその件数が分かる文書については作成しておらず、存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 当審査会の調査によると、本件実施要領に基づく医療事故等の報告について、次の事実が認められる。

- (1) 医療機関内において、人身事故、院内感染の発生、診療用放射線照射器具の紛失等の重大な管理上の事故等が生じた場合には、名古屋市千種区千種保健所、名古屋市中村区中村保健所、名古屋市中区中保健所及び南保健

所の各保健所は、本件実施要領第 7 第 3 項に基づき、医療機関からの聞き取り内容等について事故報告書（様式15）を作成し、保健医療課へ報告することとなっている。

しかし、本件実施要領には、上記の事故等について医療機関から保健所へ報告する方法については特に定められておらず、本件実施要領以外に報告の方法について定められたものも存在しないため、医療機関は任意の様式による文書、電話又は来所による口頭報告等を行っている。

(2) したがって、医療事故等に関して医療機関から南保健所に文書により報告する場合には、その様式に特に定めがないことから、当該文書はすべて任意の様式による事故報告書（以下「本件報告書」という。）であると認められる。

(3) 南保健所は医療機関から提出を受けた本件報告書を保管しており、平成25年度においては、保管するにあたって目次を作成しているものの、本件報告書の件数そのものを記録した文書は作成していない。

3 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、南保健所が任意の様式による報告書で医療機関から受けた事故報告の件数を確認することができる文書である。

(2) 上記 2 (3) のとおり、南保健所は、本件報告書の件数そのものを記録した文書は作成していないことが認められる。

(3) 次に、異議申立人が本件公開請求を行った平成23年 3月28日の時点において、本件報告書の件数がわかる文書が南保健所に存在していたか否かについて検討する。

ア 南保健所は、平成25年度においては、本件報告書を保管する際に目次を作成しており、当該目次は本件報告書の件数を確認することができる文書であることが認められる。

イ しかしながら、南保健所によると、本件公開請求がなされた時点においては、南保健所で受領した本件報告書を保管していたものの、その目次は作成していない。

また、目次以外に本件公開請求の趣旨を満たすような文書を作成して

いなかったことが認められる。

- (4) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の要望

南保健所においては、本件公開請求がなされた当時、本件報告書を保管するにとどまっており、本件公開請求の趣旨を満たす行政文書を作成していなかったため、本件処分を行ったものである。しかし、本件報告書は、市民の生命、身体の安全に関わる重要な情報であることから、南保健所において適切に管理するべきであったと考える。また、保管している本件報告書の数を把握して異議申立人に情報提供することは可能であったことから、市政に関し市民に説明する責務を全うし、透明性の高い市政の推進に資するという条例の趣旨に鑑みても、そのような対応が望ましかつたと考える。

当審査会は、実施機関が今後も行政文書管理の重要性を十分に認識して、事務の遂行上必要な文書は適切に管理するとともに、行政文書公開請求に対しては、条例の趣旨を十分に鑑みて適切に対応するよう要望するものである。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年10月31日	諮問書の受理
11月14日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成25年 5月10日	実施機関に弁明意見書を提出するよう再度通知
11月25日	実施機関の弁明意見書を受理
12月 4日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成26年 3月20日 (第160回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
5月16日 (第162回審査会)	調査審議
6月20日 (第163回審査会)	調査審議
10月23日	答申